

中新川広域行政事務組合女性活躍推進法に基づく取組

①女性活躍推進法第15条に基づく特定事業主行動計画の公表

中新川広域行政事務組合における女性職員の活躍の推進に関する
特定事業主行動計画 (PDF)

<http://www.union.nakanikawa.toyama.jp/04soumu/pdf/w-tokujgyactplan.pdf>

②女性活躍推進法第17条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表

	(1)女性職員の採用割合(%)	(2)継続勤務年数(年)			(3)時間外勤務の状況 月平均(h) 【前年度実績】			(4)管理職の女性割合	(5)各役職段階の女性割合(%)			(6)男女別育休取得率(%)		(7)男性の配偶者出産休暇等取得率	データの時点	公表年月
		男性	女性	差	全体	男性	女性		係長相当職	課長補佐相当職	課長相当職	男性	女性			
H27	100% (過去10年度平均85.7%)	20.6年	12.6年	8年	10.7h	10.3h	11.1h	25.0%	28.5%	0%	33.3%	0%	-	0%	H27.4.1	H28.3
H28	-	21.3年	13.1年	8.2年	9.2h	9.2h	9.2h	20.0%	50.0%	0%	33.3%	-	-	-	H28.4.1	H29.7
H29	-	22年	15.4年	6.6年	5.0h	4.8h	5.2h	33.3%	66.6%	33.3%	33.3%	-	-	-	H29.4.1	H29.7

③特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況の公表

長時間勤務関係				継続就業及び仕事と家庭の両立関係			
目標項目	数値目標	最新値	設定時最新値	目標項目	数値目標	最新値	設定時最新値
職員一人当たりの月平均時間外勤務時間	約30%縮減 8h以内(31年度)	53%縮減 5.0h(28年度)	10.7h (27年)	男性職員の配偶者出産休暇等の取得率	80% (31年度)	該当なし (28年度)	0.0% (27年度)